

三重県技能評価認定制度の概要

1 目的

この制度は、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が行う技能評価を県が認定することによって、労働者の職業能力開発の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的としています。

2 認定の範囲

- (1) 三重県内に住所を有する事業主等が行うもの
- (2) 事業主等が、その従業員に対して適正な実力評価を行うために、国家技能検定を補完するものとして行う社内技能評価又は共同技能評価を対象とします。

3 認定の基準

次のすべての項目に適合していることが必要です。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所又は団体の所在地が、三重県内にあること。
- (2) 技能評価が、職業に必要な技能及びこれに関する知識について行われるものであること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的とするものでないこと。
- (4) 技能評価が、定期的実施されること。
- (5) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (6) 技能評価の実施方法が、公正であること。
- (7) 技能評価の評価基準及び実施方法に、安全に関する事項が含まれること。

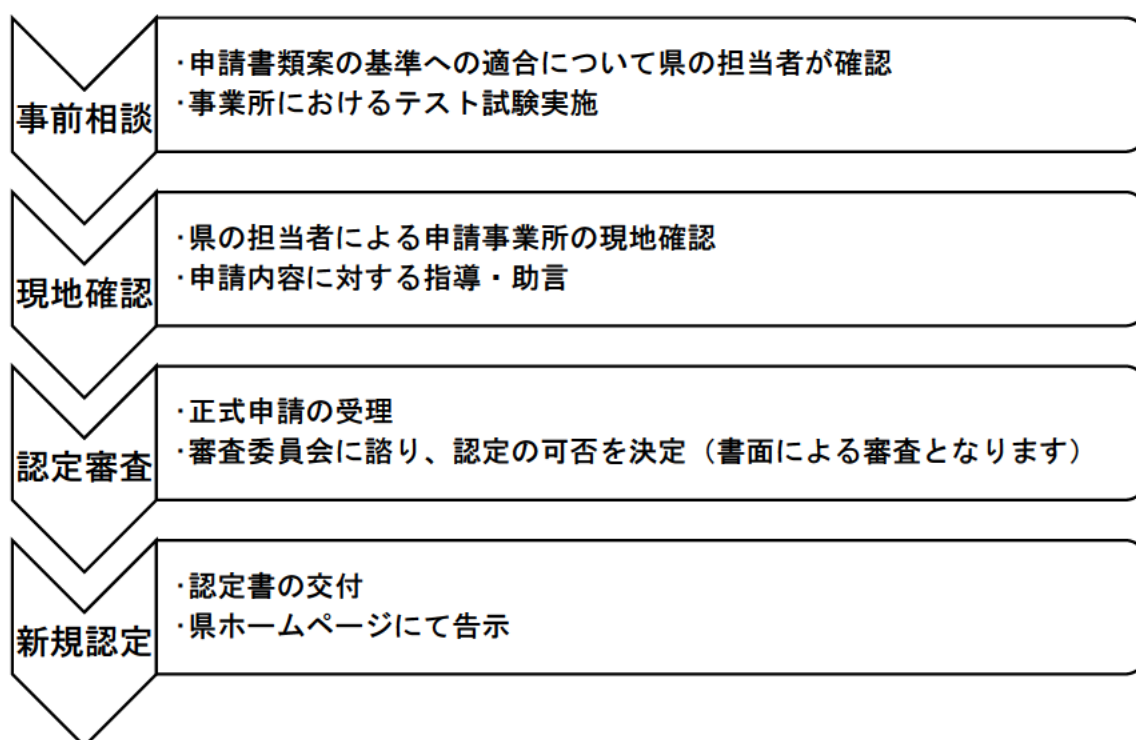
4 認定の方法

★新規認定を受ける場合は、必ず県に事前相談をしてください。

- (1) 認定を受けようとする事業主等は、申請書類（技能評価認定申請書、技能評価認定実施規定及び実施計画書等）を県に提出してください。
- (2) 県は、申請書類を受理後、審査委員会の意見を聴取します。
- (3) 県は、申請事業主等に認定の可否を通知します。

三重県技能評価新規認定の流れ

- ・審査委員会は、毎年10月と3月に開催します。
- ・新規認定の際には、約4か月前までにご相談ください。
- ・基準に適合するか県の担当者が確認します。申請者は試験のテスト実施を行ってください。
- ・県の担当者が申請事業所を訪問し、現地確認を行います。



◎新規認定の申請にあたって必要な書類は、以下の通りです。

- (1) 技能評価認定申請書（様式第1号）
- (2) 技能評価実施規程
- (3) 技能評価実施計画書（様式第2号）
- (4) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準じる規程
- (5) 構成員名簿（団体のみ）
- (6) 申請を行う日の属する事業年度の前年度に係る決算書類